

○社会資本整備審議会令（平成１２年政令第２９９号）（抄）

（分科会）

第六条 （略）

- ２ 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する。
- ３ 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- ４ 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- ５ 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- ６ 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。